

# 社会福祉法人広洋会 情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広洋会（以下「法人」という。）が、社会福祉法及び定款に定めるところによる情報の公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (法人の責務)

第2条 法人は、法人の保有する情報の積極的な公開に努めなければならない。

2 法人は、この規程の解釈及び運用にあたっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を行わなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 文書の開示を申しようとするものは、この規程の定めるところにより、適正な申出に努めるとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## (情報公開の対象文書)

第4条 この法人の情報公開の対象とする文書は次に掲げるものとする。

### (1) 計算書類等の書類

- ・各会計年度に係る計算書類
- ・計算書類の付属明細書
- ・各会計年度に係る事業報告
- ・事業報告に係る付属明細書
- ・監査報告

### (2) 財産目録等の書類

- ・財産目録
- ・役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿)
- ・報酬等の支給の基準を記載した書類
- ・事業の概要等
  - ① 法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他の基本情報
  - ② 当会計年度初日における評議員、理事、監事及び職員の状況
  - ③ 前会計年度における評議員会、理事会、監事の監査の状況
  - ④ 前会計年度における事業等の概要
  - ⑤ 前会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画の策定の状況及びその進捗の状況
  - ⑥ 法人の情報の公表等の状況
  - ⑦ 社会福祉充実残額の算定根拠
  - ⑧ その他必要な事項

2 前項(1)の書類については、定時評議員会の日から 2 週間前の日から 5 年間、その主たる事務所に、またそれらの写しを同日から 3 年間その従たる事務所に備え置かねばならない。

3 前項(2)の書類については、毎会計年度終了後 3 月以内に作成し、当該書類を主たる事務所に 5 年間、またそれらの写しを従たる事務所に 3 年間備え置かねばならない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第5条 評議員及び債権者は、前条第1項(1)の書類について、次に掲げる請求をすることができる。

(1) その書類又は写しの閲覧の請求

(2) その書類の謄本又は抄本の交付の請求

2 何人（評議員及び債権者を除く）も、前条第1項(1)の書類について、その書面又は写しの閲覧の請求をすることができる。この場合において法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第6条 何人も、第4条第1項(2)の書類について、その書面又は写しの閲覧の請求をすることができる。この場合において法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2 前項の規定にかかわらず、法人の評議員以外のものからの閲覧請求があった場合は、役員等名簿については、個人の住所にかかる記載又は記録の部分を除いて閲覧させるものとする。

(閲覧場所及び閲覧時期)

第7条 第4条第1項にある書面等の閲覧場所は、法人の**事務局**とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は法人の業務時間内とする。

(閲覧等の申出方法)

第8条 閲覧等の申出は、法人に対して、閲覧(謄写)申出書(様式第1号)に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

(文書の開示)

第9条 法人は、第8条による閲覧等の申出を受けた場合は、**14日以内**に、閲覧等の申出に係る文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、閲覧等申出者に対し、閲覧等決定通知書（様式第2号）により開示するものとする。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

- (2) 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）で特定の個人を識別することができる情報、また特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報。
- (3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産または社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報
- (4) 法人の内部または法人と他団体との間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、意見交換または意思決定、特定の者に利益を与えまたは不利益を及ぼすおそれがある情報。
- (5) 法人が行う事務または事業に関する情報であって、次に掲げるもの。
  - ① 事務または事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
  - ② 調査または検査あるいは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるもの、また、違法または不当な行為を容易にし、その発見を困難にするおそれがあるもの。
  - ③ 会議に係る資料、議決事項、会議録等の情報であって、公開することにより、会議の公正または適正な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの。
  - ④ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害し、もしくは特定の者に不当な利益または不利益を生じさせるおそれがあるもの。
  - ⑤ 公にすることにより法人における適正な人事管理の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの。
  - ⑥ その他理事長が特に認めたもの。

(文書の一部非開示)

第 10 条 法人は、文書の閲覧等申出に係る文書の一部に非開示情報が記載されている場合において、非開示情報にかかる部分を除いて公にしたときに、個人の権利利益が害される恐れがないと認められるときは、当該非開示情報を除いて開示するものとする。

(文書の非開示)

第 11 条 法人は、文書の閲覧等申出に係る文書の全部を開示しないとき（第 9 条の規定により閲覧等申出を拒むとき及び閲覧等申出に係る文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、閲覧等申出者に対し、その旨を非開示決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(異議の申出)

第 12 条 閲覧等申出者は、開示決定等について不服があるときは、法人理事長に対して異議申出書(様式第 4 号)により、異議の申出を行うことができる。

2 前項の異議の申出は、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して **30 日**

以内に行わなければならない。

3 第 1 項の異議申出があった場合は、法人は、当該異議申出があった日の翌日から起算して 30 日以内に対象となった開示決定等について再度の検討を行ったうえで、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

4 第 3 項に定める異議申出に対する対応は、別に定める当法人苦情解決規程により行うものとする。

(費用の負担)

第 13 条 この規程による文書の開示に係る費用について、閲覧及び視聴は無料とする。

ただし、写しの交付に要する費用は、請求者が負担することとし、写し 1 枚あたり 30 円とする。

(電磁的記録)

第 14 条 開示する書類が電磁的記録にもって作成されている場合の閲覧請求等については、法令の定めるところによる。

(情報の公開等)

第 15 条 法人は次の各号に掲げる区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により当該各号についての情報を公表するものとする。

(1) 法人の設立認可を受けたとき、定款変更の認可を受けたとき及び定款変更の届出をしたときは、定款の内容を公表するものとする。

(2) 理事、監事及び評議員に対する報酬の支給の基準について評議員会の承認を受けたときは、当該承認を受けた報酬等の支給の基準を公表するものとする。

(3) 毎会計年度終了後 3 か月以内に行う第 4 条第 1 項(1)の計算書類等及び(2)の財産目録等の書類を所轄庁へ届出したときは、第 4 条第 1 項(1)の計算書類等のうち各会計年度に係る計算書類、及び(2)財産目録等の書類のうち役員等名簿及び事業の概要等を記載した書類(現況報告書)の内容を公表するものとする。

2、前項にかかわらず、個人の権利利益が害される恐れがある部分については公表しないものとする。

(補 則)

第 16 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

## 閲覧等申出書

平成 年 月 日

社会福祉法人広洋会  
理事長 清水 優子 様

住 所  
閲覧等申出者 氏 名 (印)  
電話番号  
(担当者氏名 )

社会福祉法人広洋会情報公開規程第8条第1項の規定に基づき、次のとおり開示請求をします。

① 開示請求に係る文書の 件名または内容	
② 文書の開示を必要とする理由 〔該当するもの1つを○で囲み、 ( ) 内にその内容を記載して ください。〕	1. 調査・研究 2. 取材 3. 学習・勉強 4. 争訟 5. その他 ( )
③ 開 示 の 区 分 〔希望する開示方法を○で囲んで ください。〕	1. 閲覧 2. 写しの交付
④ 備 考 (記載しないでください。)	受付年月日 平成 年 月 日 受 付 者

- (注) 1. 閲覧等申出者が、法人等団体の場合、住所欄には所在地、氏名欄には代表者氏名及び代表者の役職印、電話番号欄は法人等団体の電話番号を書いてください。
2. 担当者氏名欄には、法人等団体の代表者が閲覧等申出者の場合、事務担当者の氏名を書いてください。

平成 年 月 日

## 閲覧等決定通知書

住所  
氏名 様

社会福祉法人広洋会  
理事長

㊟

平成 年 月 日付の閲覧等請求について、社会福祉法人広洋会情報公開規程第9条及び第10条の規定により、次のとおり文書を開示することを決定しましたので通知します。

文書件名		
文書開示日	日 時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
	場 所	
開示方法	1. 閲覧 2. 写しの交付 (交付手数料1枚 円× 枚 計 円)	
一部開示又は 非開示情報がある場合	根 拠 規 程	社会福祉法人広洋会 情報公開規程
	適 用 理 由	第9条第 号に該当
担 当 者	所 属	
	役 職	
	氏 名	
	連絡先	電話番号
備 考		

(注) 1. この通知書を持参のうえ、指定の日時にお越しください。なお、上記の日時にお越しいただくことができない場合は、事前にその旨を電話等で担当者まで連絡してください。

2. 開示方法について、「写しの交付」を希望した場合の交付手数料は、現金払いとします。当日、担当者へ直接お支払いください。

平成 年 月 日

## 非開示決定通知書

住所  
氏名

様

社会福祉法人広洋会  
理事長 清水 優子

⑩

平成 年 月 日付の閲覧等請求について、社会福祉法人広洋会情報公開規程第11条の規定により、次のとおり文書の全部を開示しないことを決定しましたので通知します。

文書件名			
非開示理由	根拠規程	社会福祉法人広洋会 情報公開規程	
	適用理由	第9条第 号に該当	
担当者	所属		
	役職		
	氏名		
	連絡先	電話番号	
備考			

(注) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、本会に対して情報公開規程12条の規定に基づき異議申出をすることができます。

## 異議申出書

社会福祉法人広洋会  
理事長 清水 優子 様

住所  
異議申立人 氏名 ⑩  
連絡先

社会福祉法人広洋会の情報公開に係る決定等について、次のとおり異議がありますので、社会福祉法人広洋会情報公開規程第12条第1項の規定により、異議の申出を行います。

文書件名		
文書開示日	日 時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
	場 所	
開示方法	1. 閲覧      2. 視聴      3. 写しの交付	
一部開示理由	根拠規程	社会福祉法人〇〇会 情報公開規程
	適用理由	第9条第〇〇号に該当
非開示理由	根拠規程	社会福祉法人広洋会 情報公開規程
	適用理由	第9条第〇〇号に該当
開示決定等を認知した日	平成 年 月 日 (※通知を受け取った日)	
異議申出趣旨		
異議申出理由	次の点が不当である。	

- (注) ① 決定等に不服のあるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、異議申出をしてください。なお、異議申出人が、法人または団体の場合は、代表者の証明をするために商業登記簿謄本等を添付してください。
- ② 代理人による申出の場合は、異議申出人から代理人への委任状を添付のうえ、この書類には、代理人の住所、氏名、連絡先を記載し、代理人の印鑑を押印してください。



(記載例)

●異議申立の趣旨の記載例

開示されなかった部分のうち、どの部分が開示されるべきだと考えるのかを、わかりやすく書いてください。

①全部取消しを求める場合

(例)「異議申立てに係る処分を取り消す」との決定を求める。

②部分取消しを求める場合(下記の例のように、開示を求める箇所を特定してください。)

(例) 処分のうち、「〇〇〇〇文書の3ページ目の黒塗りされた箇所のうち、上から△△行目から□□行目の箇所を非開示とした部分に係る決定を取り消す」との決定を求める。

●異議申立ての理由の記載例

開示されなかった部分について、決定通知に記載された理由で開示しないことが間違っていると考える理由を分かりやすく書いてください。

(例) 処分は、情報公開条例第〇条第〇項第〇号を適用して、「〇〇〇〇文書の1ページ目の△△行目の黒塗りされた箇所を非開示」としているが、この部分に記載された内容は、〇〇〇〇事項であるから、この部分を開示することにより、法人の活動等に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。よって、処分のこの部分に係る決定は××××という理由から不当である。

(例) 処分は、情報公開条例第〇条第〇項第〇号を適用して、「〇〇〇〇文書の1ページ目の△△行目の黒塗りされた箇所を非開示」としているが、この部分に記載された内容は、〇〇〇〇〇であるから、これを開示することによって、法人の地位その他正当な利益を害するとは言えない。よって、処分のこの部分に係る決定は××××という理由から不当である。